

○ 地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">地域おこし協力隊推進要綱</p> <p style="text-align: center;">平成21年3月31日（総行応第38号）制定</p> <p style="text-align: center;">平成25年3月29日（総行応第56号、総行人第7号）一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成26年12月3日（総行応第232号）一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成29年3月24日（総行応第123号）一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成30年7月2日（総行応第178号）一部改正</p> <p style="text-align: center;"><u>平成31年3月27日（総行応第76号）一部改正</u></p> <p>第1 趣旨</p> <p>人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている。</p> <p>一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて、いわゆる「団塊の世代」のみならず、若年層を含め、都市住民のニーズが高まっていることが指摘されるようになっている。</p>	<p style="text-align: center;">地域おこし協力隊推進要綱</p> <p style="text-align: center;">平成21年3月31日（総行応第38号）制定</p> <p style="text-align: center;">平成25年3月29日（総行応第56号、総行人第7号）一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成26年12月3日（総行応第232号）一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成29年3月24日（総行応第123号）一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成30年7月2日（総行応第178号）一部改正</p> <p>第1 趣旨</p> <p>人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている。</p> <p>一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて、いわゆる「団塊の世代」のみならず、若年層を含め、都市住民のニーズが高まっていることが指摘されるようになっている。</p>

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えられる。

このようなことを踏まえ、総務省として、第2以下に掲げる取組（以下「地域おこし協力隊」という。）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

第3 対象

(1) 「地域おこし協力隊員」

この要綱における「地域おこし協力隊員」とは、以下に該当する者をいう。

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えられる。

このようなことを踏まえ、総務省として、第2以下に掲げる取組（以下「地域おこし協力隊」という。）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

第3 対象

(1) 「地域おこし協力隊員」

この要綱における「地域おこし協力隊員」とは、以下に該当する者をいう。

① 地方自治体から、委嘱状の交付等による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者であること。

② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表していること。

③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下であること。

④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者であること。したがって、同一市町村内において移動した者及び委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者（既に住民票の移動が行われている者等）については、原則として含まないものであること。ただし、「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）又は語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した者（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を移動させた者は含めることとする。

なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。

(2) 略

第4 その他事業推進にあたっての留意事項

① 地方自治体から、委嘱状の交付等による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者であること。

② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表していること。

③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下であること。

④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者であること。したがって、同一市町村内において移動した者及び委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者（既に住民票の移動が行われている者等）については、原則として含まないものであること。ただし、「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を移動させた者は含めることとする。

なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。

(2) 略

第4 その他事業推進にあたっての留意事項

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(別添)

「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置について

1. 都道府県又は市町村の取組に対する財政措置

地方自治体が、本要綱に基づき地域おこし協力隊に取り組む場合、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

(1) 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費については地域おこし協力隊員を募集する地方自治体あたり200万円を上限とする。

【必要経費の例】

- ・都市部における募集・PR費

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(別添)

「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置について

1. 都道府県又は市町村の取組に対する財政措置

地方自治体が、本要綱に基づき地域おこし協力隊に取り組む場合、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

(1) 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費

- 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費については地域おこし協力隊員を募集する地方自治体あたり200万円を上限とする。

【必要経費の例】

- ・都市部における募集・PR費

- ・ 現地説明会や試験的な地域おこし活動 _____ に
要する経費 (現地までの往復に要する参加者の旅費は除く)
- ・ 職員旅費
- ・ 各種コーディネートを実施する NPO 法人等に対する委託費

等

② 住民との交流を含む、2泊3日以上地域協力活動の体験プログラムに
要する経費についてはこの取組を実施する地方自治体あたり100万円を
上限とする。

【必要経費の例】

- ・ 都市部における募集・PR 費
- ・ 地域協力活動の体験プログラムに要する経費 (現地までの往復に要する参加
者の旅費は除く)
- ・ 職員旅費
- ・ 各種コーディネートを実施する NPO 法人等に対する委託費

等

(2) 略

(3) 略

- ・ 現地説明会や試験的な地域おこし活動 (短期間の地域おこし協力活動等) に
要する経費
- ・ 職員旅費
- ・ 各種コーディネートを実施する NPO 法人等に対する委託費

等

(2) 略

(3) 略

2. 都道府県の取組に対する財政措置

都道府県が実施する地域おこし協力隊向けの研修等に要する経費については、普通交付税措置を講じることとしている。

2. 都道府県の取組に対する財政措置

都道府県が実施する地域おこし協力隊向けの研修等に要する経費については、普通交付税措置を講じることとしている。